

法令新件一覧

| No. | 編 | 章 | 法令名称 | 制定年月日 | 法令種別名称 | 番号 |
|-----|---------|----------|--|-----------|---------|----|
| 1 | 第1編 総則 | 第3章 統計情報 | 国民生活基礎調査規則第四条第一項等の規定に基づく令和八年における国民生活基礎調査の調査の期日等 | 令和8年1月15日 | 厚生労働省告示 | 7 |
| 2 | 第10編 老健 | 第1章 老健 | 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき令和八年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額 | 令和8年1月16日 | 厚生労働省告示 | 9 |
| 3 | 第11編 保険 | 第1章 保険 | 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第四項第一号ロ(1)及び(2)の規定に基づき令和四年度、令和五年度及び令和六年度の全ての都道府県に係る年齢階層に属する被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数として厚生労働大臣が定める額及び数 | 令和8年1月30日 | 厚生労働省告示 | 20 |
| 4 | 第11編 保険 | 第1章 保険 | 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第五項第二号の規定に基づき令和八年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額 | 令和8年1月30日 | 厚生労働省告示 | 21 |
| 5 | 第11編 保険 | 第1章 保険 | 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十条第三項第二号の規定に基づき令和八年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額 | 令和8年1月30日 | 厚生労働省告示 | 22 |
| 6 | 第11編 保険 | 第1章 保険 | 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十一条第三項第二号の規定に基づき令和八年度における全ての都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額 | 令和8年1月30日 | 厚生労働省告示 | 23 |
| 7 | 第11編 保険 | 第1章 保険 | 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十一条の二第三項第二号の規定に基づき令和八年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額 | 令和8年1月30日 | 厚生労働省告示 | 24 |
| 8 | 第11編 保険 | 第1章 保険 | 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和八年度及び令和九年度における基礎財政安定化基金拠出率 | 令和8年1月26日 | 厚生労働省告示 | 12 |
| 9 | 第11編 保険 | 第1章 保険 | 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和八年度における子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率 | 令和8年1月26日 | 厚生労働省告示 | 13 |